

## 令和元年度大磯町教育委員会第5回定例会議事録

1. 日 時 令和元年8月22日(木)  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時20分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長  
トーリー 二葉 教育長職務代理者  
青 山 啓 子 委員  
曾 田 成 則 委員  
長 嶋 徹 委員  
仲手川 孝 教育部長  
佐 川 和 裕 参事(歴史・文化担当)  
宮 代 千 秋 学校教育課長  
佐 野 慎 治 町民福祉部長  
山 口 信 彦 子育て支援課長  
波多野 昭 雄 生涯学習課長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
山 口 友紀子 学校教育課副課長  
添 田 真 喜 (書記) 学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 5名
6. 付議事項  
議案第8号 大磯町図書館協議会委員の任命について  
議案第9号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
7. 報告事項  
報告事項第1号 平成30年度教育委員会所管決算見込みについて  
報告事項第2号 大磯町石坂卷子記念子育て支援センターについて  
報告事項第3号 大磯町文化財専門委員の委嘱について  
報告事項第4号 大磯町青少年指導員の委嘱について  
報告事項第5号 大磯町コミュニティスクール推進協議会について  
報告事項第6号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
8. その他

## (開 会)

教育長) それでは、ただいまから、令和元年度大磯町教育委員会第5回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項2件、報告事項6件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。現在、傍聴を希望される方がいますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。暫時休憩します。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて再開します。

### 【令和元年度第4回定例会及び第2回臨時会の議事録の承認】

教育長) 「令和元年度第4回定例会及び第2回臨時会の議事録」は、記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和元年度第4回定例会及び第2回臨時会の議事録」については、御承認いただいたものとします。

### 【教育長報告】

教育長) それでは、7月定例会開催後の令和元年7月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。7月22日、旧吉田茂邸応援パートナー事業の一環として、つかさぼたん司牡丹酒造株式会社から、吉田茂が愛飲した日本酒に「決断の聖地」のブランド名を付した商品が販売される運びになり、旧吉田茂邸内において販売発表会を開催いたしました。7月22日から、町内の取扱店で販売されているほか、全国に向けての販売も開始されており、今後、全国の方々に幅広く旧吉田茂邸の存在を知っていただける一つのきっかけになればと思います。7月24日及び25日、昨年度に引き続き開講しました「小学生を対象とした子ども初級英語講座」を教育研究所主催で開催いたしました。普段から、小学校での外国語の授業などで、児童が親しんでいる英語指導助手や小学校の教員、そして、中学校の教員の指導のもと、参加された児童は、英語に興味や関心をもっていただけたものと感じております。8月1日、町立学校のすべての教職員を対象に「教育課題研修会」を開催いたしました。横浜国立大学名誉教授の高木展郎先生を講師に迎え、「新学習指導要領における学習評価について」、新学習指導要領への移行に際し、それぞれの観点別学習状況の評価などについて、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう、御講演をいただきました。詳しくは、後ほど事務局

から御報告いたします。そのほかにも、学校等の夏休み期間中を活用し、子どもを対象とした事業や教員を対象とした各種研修会を開催いたしております。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。なお、今後の予定につきましては、執行予定表を御参照ください。また、7月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

### 【議案第8号 大磯町図書館協議会委員の任命について】

図書館長) 説明資料の1ページを御覧ください。大磯町図書館協議会委員の任期は、平成30年9月1日から令和2年8月31日までの2年間となっております、6名で構成されております。そのうち学校教育の関係者として、大磯町立校長・園長会から大磯中学校長が選任されておりましたが、平成31年度の大磯町立校長・園長会における役割分担の異動に伴い、欠員となりましたので、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第9条に基づき、前任者の補欠委員として任命したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

2ページ目をお開きください。委員の選出については大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとなっております。

議案のページにお戻りください。平成31年度の大磯町立校長・園長会における役割分担の異動に伴い、大磯小学校長の伊藤晴江氏に委員をお願いするものです。なお、任期は、令和2年8月31日までとなります。

説明資料の3ページ目は、今回の改選前における図書館協議会委員の名簿でございます。条例に基づいて、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者と区分をしております。

説明は以上になります。御審議をよろしくお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第8号について、原案どおり、異議はありませんか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、原案どおり承認いただいたものといたします。

### 【議案第9号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について】

子育て支援課長) 議案第9号の説明資料を御覧ください。始めに改正概要といたしましては、園児の健やかな成長、集団教育を行う場である幼稚園における教

育活動の効果及び円滑なクラス運営を確保すべく、クラス人数の少人数化を進めることに伴い、町立幼稚園の定員数を変更するため、本規則の一部を改正するものです。平成31年度の学級編成にあたり必要な園児数として1クラスの幼児数を3歳児では20人以下、4歳児・5歳児は30人以下を目標としてクラス運営を進めてきた経過がございます。改正の内容といたしましては、第4条第1項の大磯幼稚園の3歳児・4歳児・5歳児の定員を70人から60人に改め、たかとり幼稚園の3歳児の定員を50人から40人に、4歳児・5歳児の定員を70人から60人に改めます。この定員数の変更による3歳児、4歳児、5歳児のクラス数の変更はありません。施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。2ページ目は、新旧対照表となっております。左から改正案、現行、下線部分が変更の箇所となっております。議案第9号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の説明は以上となります。

<質疑応答>

トーリー委員) 幼児数の変更に伴って人数を減らすということですので、今後幼児数が増えてきた場合は、臨機応変に対応することになるのでしょうか。これで固まってしまうものですか。現状ごとにその都度見直しをするのですか。

子育て支援課長) 今年度の第1回定例会で学級編制を報告しました。園児数は、大磯幼稚園の年少児が定員70人のうち32人、たかとり幼稚園の年少児が定員50人のうち20人で、今のところ定数を満たしています。教室の数も関係してきますが、一度ここで少人数化してクラス運営をしていきたいと考えています。

トーリー委員) 保育園の園児数は増えていますか。

子育て支援課長) 国府保育園は定員に近いところに来ています。クラスは、先生の数により受け持てる園児数が決まっているので、それに伴ってクラス定数を決めています。

教育長) それでは質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第9号について、原案どおり、異議はありませんか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、原案どおり承認いただいたものといたします。

### 【報告事項第1号 平成30年度教育委員会所管決算見込みについて】

学校教育課長) 報告事項第1号、平成30年度教育委員会所管決算見込みについて説明いたします。お手元の資料を御覧ください。はじめに、大磯町全体の一般会計歳入・歳出決算見込額について説明します。歳入の決算見込額は、一番上の表の右から3番目、収入済額の99億4,223万9,777円で前年度との比較で約11.7ポイントの減、歳出の決算見込額は、次の表の右から3番目、支出済額は92億7,327万2,571円で前年度との比較で約14.4ポイントの減となります。

それでは、教育委員会所管の歳出決算見込額について説明します。3番目の表の科目、教育総務費の支出済額の欄を御覧ください。支出済額は2億3,249万7,692円で、前年度との比較で約11.3ポイント(23,571,292円)の増、不用額の予算額に対する割合は約4.2%であります。前年度との比較で増となった

主な要因につきましては、新たに予算計上した校務の効率化と生徒の教育支援の充実のために導入した校務支援システムと、教育研究所の移転に向けた移転先の旧横溝千鶴子邸の改築設計委託の経費などの増によるものであります。

次に科目、小学校費の支出済額は1億1,300万9,642円で、前年度との比較で約8.1ポイント（10,005,085円）の減、不用額の予算額に対する割合は約6.5%であります。前年度との比較で減となった主な要因につきましては、平成29年度には、町立小学校のインターホン設置工事や、小学校内で、急遽発生した（給水ポンプ貯水槽への）オイル漏洩対応の手数料の費用がありましたが、平成30年度はその費用がないので、その分が減額の要因に影響しております。

次に科目、中学校費の支出済額は6,260万6,829円で、前年度との比較で約5.1ポイント（3,391,198円）の減、不用額の予算額に対する割合は約9.9%であります。前年度との比較で減となった主な要因は、老朽化による大磯中学校等ブロック塀等改修工事や、中学校給食の方式を調査するための中学校給食実施調査委託料の増はあるものの、全体的に減となっておりますので減の主な要因について説明しますと、中学校のデリバリー給食が平成29年10月中旬で休止となったことによる調理配送委託料の減、また、給食が終了したことに伴う給食費相当分の就学援助費等の減によるものであります。

次に科目、幼稚園費の支出済額は1億3,859万2,731円で、前年度との比較で約10.6ポイント（16,347,036円）の減、不用額の予算額に対する割合は約2.9%であります。前年度との比較で減額となった主な要因は、国府幼稚園の統廃合により町立幼稚園が3園から2園となったことにより、町立幼稚園の運営における臨時教諭や教育支援員などを雇用するための費用が減額となっております。

最後の科目、社会教育費の支出済額は1億8,096万3,278円で、前年度との比較で約11.0ポイント（22,388,778円）の減、不用額の予算額に対する割合は約6.1%であります。前年度との比較で減となった主な要因は、旧吉田茂邸整備活性化等基金積立金の減（△15,016,798円）によるものであります。

以上の決算見込額により決算書を作成し、9月大磯町議会定例会に提出し、承認を求めることとなります。平成30年度教育委員会所管決算見込額の概要説明は以上です。

<質疑応答>なし

## 【報告事項第2号 大磯町石坂卷子記念子育て支援センターについて】

子育て支援課長） 今回の令和元年9月議会に条例制定を議案提出しますので御報告いたします。まず、事業の経緯についてです。子育て支援センター事業につきましては、平成22年5月、国府新宿地区に大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センターを開設し、子育て中の親子が集い、子育ての情報交換など互いに交流を持つことのできる「つどいの広場」を運営しているところですが、年々利用者が増加し、子育て中の保護者の方から東部地区にも同様の施設を望む声が出てきました。こうした要望を受け、町では既存の施設を使用した形で平成24年8月より試行的に「東部つどいの広場」をスタートいたしました。

た。現在、4か所の施設を使用し週4回程度開催している「東部つどいの広場」についても年々利用者数が増加しており、常設化した施設として東部地区へ子育て支援センターを建設する要望が出てきました。こうした中、平成26年10月に（故）石坂卷子氏の遺言執行者から大磯地区の土地・建物の寄附を受納いたしました。寄附者の御遺志である「次代を担う青少年を育成する施設等として活用して欲しい」を受け、大磯町第四次総合計画後期基本計画の一事業として現在、東部地区に子育て支援センターの建設を進めているところです。次に条例概要ですが、この条例は、大磯町石坂卷子記念子育て支援センターの整備に伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づき、施設の設置及び管理について制定するものです。なお、施設の名称につきましては、遺贈者であります（故）石坂卷子氏の名前を入れ「大磯町石坂卷子記念子育て支援センター」とします。次に条例の概要になります。第1条は条例制定の趣旨について定めております。第2条は、施設の目的、名称、位置について定めるものです。第3条は施設で実施する事業について定めるものです。第4条は施設使用者の範囲についてです。第5条は施設の使用制限について定めております。第6条は損害賠償です。第7条は委任についてです。この条例の施行に関して必要な事項につきましては、規則で定めるものです。本条例の施行は令和元年11月1日といたします。また、本日、施設見学もお願いしているところですので、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

<質疑応答>

長嶋委員) 4カ所で週4回開催している東部つどいの広場ですが、変動はあると思いますが、どのくらいの方が利用されていますか。

子育て支援課長) 手元に資料がないので、後ほど御報告させていただきます。

### 【報告事項第3号 大磯町文化財専門委員の委嘱について】

生涯学習課長) 表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。まず、委嘱の理由でございます。現在、大磯町文化財専門委員の任期は、平成29年9月1日から令和元年8月31日までの2年間となっております。令和元年8月31日をもって、任期が満了となりますので、大磯町文化財保護条例に基づき、新たな任期をもって委員を委嘱するものでございます。下の表は、今回、新たに委嘱する委員一覧でございます。専門分野を建築、彫刻、考古、民俗、植物、歴史と設定し、それぞれの分野における専門性を持った学識経験者をお願いいたします。現在、委嘱しております委員と変更はなく、同じ方に引き続いて委嘱をさせていただきます。任期は、令和元年9月1日から令和3年8月31日までとなります。なお、次の2頁目には、委嘱の根拠となります法令の抜粋を載せております。説明は以上です。

<質疑応答>なし

### 【報告事項第4号 大磯町青少年指導員の委嘱について】

生涯学習課長) 大磯町青少年指導員は青少年の健全な育成に資する取組みを行い、地域における活動への青少年の参加を促進するとともに、社会教育指導者層の充実を視野に入れて設置されております。現在、10名の委員の委嘱をさせていただいておりますが、新たに1名を8月1日付けにて委嘱させていただきましたことから、報告するものでございます。青少年指導員名簿を御覧ください。アンダーラインを引いた委員が8月1日付けで委嘱した委員でございます。その他10名の青少年指導員についての変更はございません。報告は、以上です。

<質疑応答>なし

### 【報告事項第5号 大磯町コミュニティスクール推進協議会について】

学校教育課副課長) 総合教育会議の中でもお話がありましたが、2つの中学校区を中心にしたコミュニティ・スクールの設置に向けて、先進自治体などの取組みを研究し、町にとって望ましいコミュニティ・スクールの形を模索しながら、幼小中一貫教育を始め、様々な学校運営の課題を地域とともに研究していくための「令和元年度神奈川県コミュニティ・スクール推進体制構築事業」を、この2年間で大磯町として受けるにあたり、ただいま総務課と調整しておりますが、「大磯町コミュニティ・スクール推進協議会設置要綱」を制定し、その中で「教職員」「保護者」「地域住民」、そして「町職員」を協議会委員として考えました。今回は特に防犯・防災関係で広く「子どもの安全を守る」という意味でのメンバーを考慮いたしました。報告は以上です。

<質疑応答>

曾田委員) 8月1日開催の総合教育会議の中でも議論しました。どうやってコミュニティスクールを地域として成功させるかということで、防災を突破口にしたらどうかと提案をしています。この協議員の方もここで決まりますが、その協議員の方が今までの総合教育会議で議論したことを御理解いただき、その内容を各所属団体内へ持ち帰ってお知らせしていただけるのか、確認させていただきます。

教育部長) 今回大磯町コミュニティスクール推進協議会を立ち上げる大きな目的としては、大磯にふさわしいコミュニティスクールをどうしたらいいか議論することですが、もう1つの目的は、そもそもコミュニティスクールとは何か、教職員、地域の方々に認識してもらおう場でもあります。先行して総合教育会議で一昨年から議題としていますが、今までの流れもこの協議会を通じて、委員から保護者の方にも知ってもらおう場としても活用していきたいと考えています。

青山委員) 地域住民の中に、大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会と、大磯町自主防災組織連絡協議会については、地域のどのような方で構成されている団体なのか説明をお願いします。

学校教育課副課長) 大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会ですが、メンバーとしては、学校長、担当職員、地域の区長、警察OB等が入って子ど

もの安全を守る会となっています。大磯町自主防災組織連絡協議会ですが、主に区長が中心となっている会となっています。

青山委員) 区長や地域の方、学校関係者、町職員を省いて、純粹に地域の代表が入ってくるということですね。地域の方が理解してもらおうという意味では、委員が重複しないようにメンバーを考えていただきたいと思います。

トーリー委員) 学校の一般の保護者にコミュニティスクールはこういうものだと発信していかないと意味がないと思います。また、防犯や防災もそうですが、お子さんの抱えている問題、個人的な問題、不登校など、いい形に関わることができれば、今後協議の課題に入れていただきたいと思います。

教育部長) 推進協議会の内容と経過を必要に応じてPRする必要があると思っています。そのため、コミュニティスクールの準備を検討しているところを教職員、地域に経過を途中で報告していく必要があると感じています。

長嶋委員) 各学校単位で行われる行事に対して、様々なボランティアの方の協力を得たり、安全防災に協力をいただいています。そのような方々に理解をいただいて、組織が発展できるようにしていければいいと思います。

曾田委員) 従来の広報活動では難しいと思います。新たな広報活動をどのように展開していくかを考えていかないと、町のコミュニティスクールにならないと思います。これからの広報活動を再度検討していただくことを望みます。

学校教育課副課長) 他の市町の事例だと、リーフレット、新聞などわかりやすいものを配布したりしていますので、その事例をもとに研究していきたいと思います。

## 【報告事項第6号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について】

学校教育課副課長) 日時は、令和元年8月1日(水)14:30~17:00、参加者は、約100名の町立幼・小・中学校教諭で、内容としては、今年も「新学習指導要領における学習評価について」、講師に横浜国立大学名誉教授の高木展郎氏をお招きしております。参加者の感想としては、「チーム学校・チーム大磯という考え方の大切さについて再確認した」、「高木先生が挙げていたことを町で統一して行っていけるとよいと思った」、「この研修をつきつめてやっていき、町全体の教育のレベルアップを図りたい」、「幼・小・中の連携が今後ますます重要になると思う」、「新学習指導要領についてもっと学ばなければいけないと思った」、「学年の計画・年間計画等、見通しをもって指導するための準備を大切にしていきたい」、「全面実施までに、個人・学年・学校で準備が必要と改めて感じた」、「評価だけでなく、新学習指導要領の背景や、資質・能力との関係性、具体的な授業づくりの例までお話していただき、全体像を捉えることができたので大変勉強になった」等がありました。今後も、新学習指導要領の全面実施に向けた準備を進めてまいります。今回の研修には、教育委員の皆様も御参加いただきました。どうもありがとうございました。報告は以上でございます。

<質疑応答>なし



## 【その他】

学校教育課長) 中学校給食について説明します。中学校給食の方式につきましては、大磯町立中学校給食検討会の結果を受け、教育委員会の定例会、町の政策会議にて協議を行い、「自校方式」を進めていくことを決定しております。現在、中学校敷地内に給食施設の建設を進めるため、その方法や工程について、町の公共施設を総括する総務課や財政課等と調整を図っています。新たに施設を建設する場合は、通常、基本設計、実施設計、工事と1つ1つ計画を立てて行っていくので、今回の給食施設の建設も同様に、基本設計、実施設計、工事という順序で給食施設の建設を行っていく予定でスケジュール調整を進めております。一般的な工期につきましては、給食施設の建設では、基本設計及び実施設計に2年程度を要します。さらに工事に1年、工事が終わった後の準備期間も含めると、給食の開始の時期は、事業着手から4年目の時期になるものと想定しています。ただし、昨年度、実施しました「大磯町中学校給食実施調査」の結果から、自校方式で実施する場合、両中学校での建設に向けての課題もありますので、その課題を基本設計の中で具体的な調査や検討を行い、設計を進めていく方向で考えております。その課題解決の進捗状況により、先ほど説明しました給食開始時期が前後する可能性もあります。今後、予算の計上を行うに当たり、総合計画実施計画への位置付けや関係機関等の調整も必要となっており、まずは基本設計について12月補正を考えておりますが、それにつきましても、財政課とよく相談をしながら、速やかに基本設計についての予算計上ができるよう、調整を進めていくこととなります。

教育部長) 補足させていただきますが、今担当で学校給食施設を視察していただき、2階建ての施設も含め、給食施設建設について研究しています。また、事業者から様々な提案もいただき、基本設計に向けて、12月議会の補正予算の提出に向けて、庁内で調整しています。1日も早い予算化を目指していますので、本日は現状を御報告させていただきます。

教育長) ほかになければ、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) 次回の教育委員会定例会は、9月19日、木曜日、午前9時30分から、保健センター1階で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和元年度大磯町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ありがとうございました。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和元年9月19日

教 育 長 \_\_\_\_\_

教育長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_